

介護保険制度の概要

介護保険制度実施の背景

- 介護ニーズの増大
- 介護する家族の高齢化
- 核家族化の進行

などを背景に平成12年に創設された制度



介護ニーズの増大



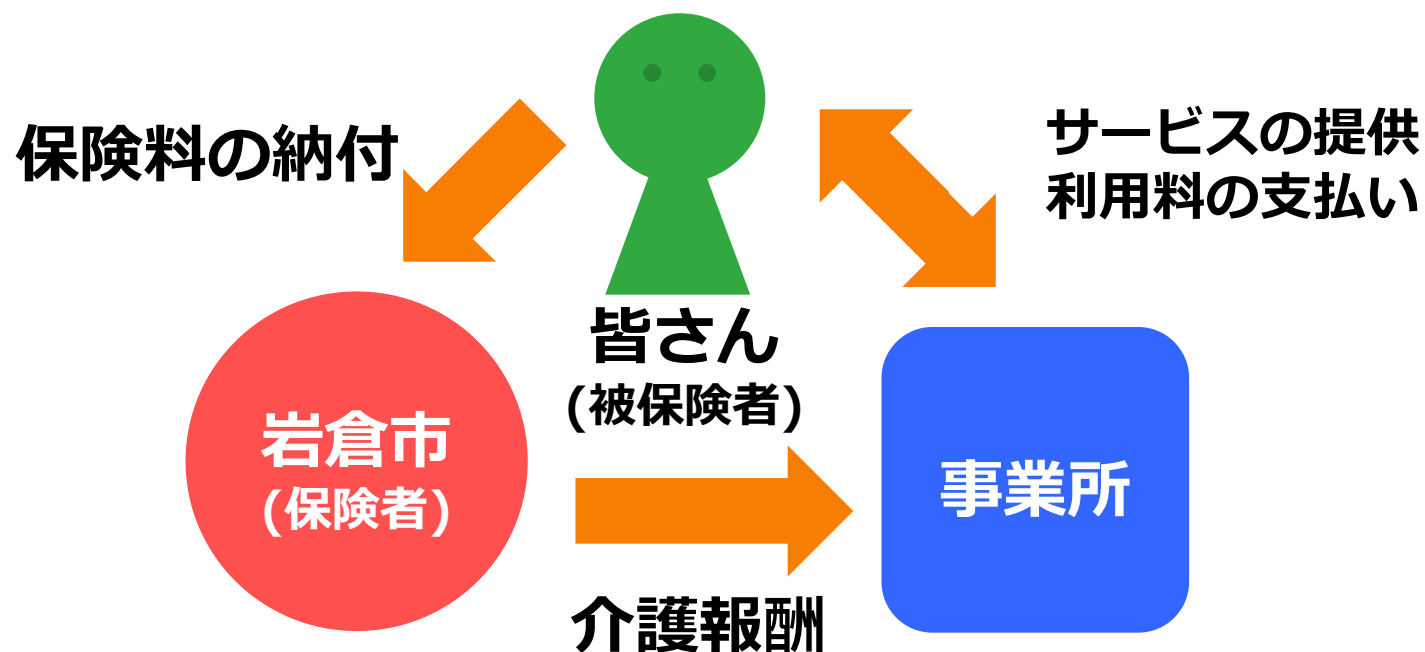
介護する家族の高齢化

核家族化の進行



介護保険制度のしくみ

- 40歳以上の全国民が加入
- 保険者（岩倉市）、被保険者（サービス利用者）、事業者（サービス提供者）で成り立ち、市町村が運営



できる限り自立した日常生活を営めるように、みんなで支えあう制度です



介護保険の加入者

	第1号被保険者	第2号被保険者
年齢	65歳以上の人	40歳から64歳の人
介護サービスを利用できる人	介護や日常生活の支援が必要となった人	老化が原因とされる病気（特定疾病※）により、介護や支援が必要となった人
被保険者証の交付	65歳の誕生日の前日が属する月の前月 ★手続き不要	要介護・要支援認定を受けた人 ★手続き必要
負担割合証の交付	要介護・要支援認定を受けた人	
	チェックリストを受け事業対象者になった人	—
保険料の納付先	岩倉市	加入している医療保険の保険者

※みんなの介護保険利用ガイドブック3ページ参照